

令和9年度 認定こども園（1号認定）入所案内 （喜名こども園）

令和9年4月1日～令和10年3月31日までの
入所申込みについてご案内します。



■ お読みください ■

- 入所（受付）に必要な事項を記載しています。よくお読みいただき、お申し込みください。
- 必要書類は全てそろえて提出してください。不備の場合は受付できません。
- 施設へ入所できる児童数には限りがあり、入所できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 書類の不備がある場合は、ショートメールサービスでお知らせすることがあります。

新年度入所向け申込受付について（令和9年4月入所向け）

受付期間：令和8年9月7日（月）～令和8年10月2日（金） 土・日・祝日は除く。

※ただし、9月26日（土）午前9時～午前11時は受付を行います。

受付時間：午前9時～午前11時、午後1時15分～午後5時まで

上記期間を過ぎた場合、4月入所選定から外れますので、必ず期間内に申し込んでください。

年度途中入所向け申込受付について（令和9年4月2日以降入所向け）

受付期間：随時受付（定員に空きがある場合）

受付日時：平日 午前8時30分～午後5時15分 ※読谷村役場開庁時間に準ずる

読谷村役場こども未来課 保育所幼稚園係 TEL 982-9240

■ 受付期間、場所など ■

1号認定において、公立幼稚園・私立幼稚園と認定こども園（喜名こども園）とでは申込の方法が異なりますので、十分ご注意の上、お申込ください。

入所希望施設（1号認定）	申込受付先
公立幼稚園 私立幼稚園	入園を希望する施設へ直接申込
認定こども園 （喜名こども園）	読谷村役場こども未来課へ申込 ※利用調整のうえ入所対象者の決定を行います

新年度入所向け申込受付について（令和9年4月1日入所向け）

新規申込者	受付期間 及び 受付時間	令和8年9月7日（月）～令和8年10月2日（金） 午前9時～午前11時、午後1時15分～午後5時まで ※土・日・祝日は除く。 ただし、令和8年9月26日（土）午前9時～午前11時は受付を行います。
	受付場所	読谷村役場 1階こども未来課前会議室 ☎ 098-982-9240
	郵送受付	郵送でも提出できます。ただし、以下の点にご注意ください 【注意事項】受付期間内（10月2日まで）に必着です。 受付期間終了後に到着したり、書類に不備がある場合は4月入所選定から外れます。 追跡可能な郵便（特定記録郵便、書留郵便等）で郵送ください。 郵送事故等については、一切責任を負いかねますのでご了承ください。
在園児	すでに認定こども園に入所している園児については、受付場所は認定こども園となります。 7月31日（金）～8月19日（水）の間に、現在通っている認定こども園に提出してください。	

※修正等する場合は、訂正印が必要です。受付に来られる際は、印鑑（認印可）をお持ちください。
※転入予定の方の申込も受付します。ただし、令和9年3月5日（金）までに転入手続きが必要です。

年度途中入所向け申込受付について（令和9年4月2日以降入所向け）

受付期間 及び 受付時間	随時受付（定員に空きがある場合） 午前8時30分～午後5時15分まで ※読谷村役場開庁時間に準ずる ※土・日・祝日は除く。
受付場所	読谷村役場 1階こども未来課 ☎ 098-982-9240 郵送でも受付可
注意事項	定員を設けていますので、空きがあり次第入所のご案内が可能です。 入所のご案内は先着順となります。 ただし、校区内児童優先の利用調整により、順番が前後する可能性があります。

※修正等する場合は、訂正印が必要です。受付に来られる際は、印鑑（認印可）をお持ちください。
※転入予定の方の申込も受付します。ただし、所定の期日までに転入手続きが必要です。

■ 認定こども園とは ■

認定こども園とは、幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援を行う施設です。具体的には、これまで幼稚園で行ってきた幼児教育（3歳～5歳）と保育所等で行ってきた保育（0歳～5歳）について、認定こども園では同一施設内で一体的な教育・保育サービスの提供を行います。

年齢	保育の必要性	認定区分	利用先	
満3歳以上の場合	保育の必要な事由に該当しない場合	1号認定	幼稚園	認定こども園
	「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する場合	2号認定	保育所等	
満3歳未満の場合		3号認定		

読谷村では、令和8年3月31日をもって村立（公立）の喜名幼稚園が閉園し、令和8年4月1日から新たに「公私連携型認定こども園 喜名こども園」に移行しました。喜名こども園は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までは仮設園舎（座喜味2976番地1）で運営を行い、令和10年4月1日からは旧喜名幼稚園敷地内に整備する新園舎へお引越しのうえ運営を行います。

○今後の認定こども園移行スケジュール

古堅南幼稚園と渡慶次幼稚園についても、令和10年4月と令和12年4月の開所に向けて、それぞれ公私連携型認定こども園への移行作業を進めていきます。（移行順序は令和9年3月を目途に決定していきますので、詳細が決まりましたら村広報誌やホームページでお知らせします）また、古堅幼稚園と村立南保育所については、両園を統合した公立認定こども園（分園型）として令和10年4月開所に向けて移行作業を進めていきます。

※校区内児童の優先的な利用調整や継続利用（持ち上がり）時の在園保証の取扱いをはじめとする各種入所要件については、現行の喜名こども園と同様となりますので、詳細は各年度の入所案内をご確認下さい。

校区内児童の優先調整

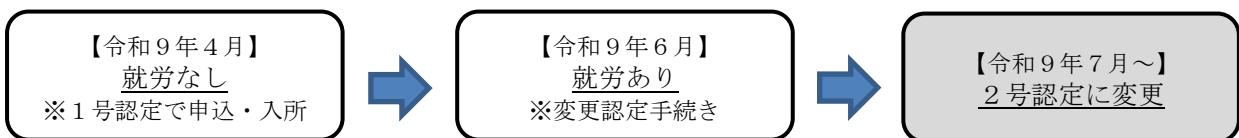
認定こども園では、1号認定の3歳児から5歳児、2号認定の5歳児の入所にかかる利用調整において、入所申込が受入可能人数を超過する場合は小学校区内の児童を優先的に利用調整を行います。

※認定こども園では、0歳から4歳まで現在通っている園を継続利用（持ち上がり）を希望する際は、校区内外に関わらず、新規申込者に先立って在園児童の利用調整を優先的にを行います。ただし、1号認定及び2号認定において、4歳から5歳で継続利用（持ち上がり）を希望する場合、校区内の児童は在園児童としての利用調整を優先的に行いますが、校区外の児童は新規申込者と同等に利用調整を行い、入所対象者を決定します。

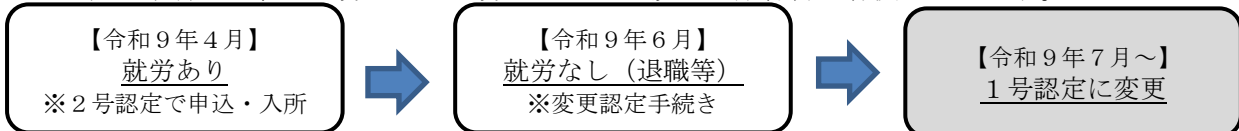
1号認定と2号認定の切替について

認定こども園における1号認定は、「保育の必要な事由に該当しない」方が対象となるため、入所後に保護者の就労等により「保育の必要な事由」が新たに発生した場合に限り、2号認定への認定区分の変更を認めます。（その場合でも、認定区分の変更は翌月からの変更となるため、変更を希望する前月の20日までに確認書類を添えて変更手続きを行う必要があります）

○認定区分の変更が認められる例

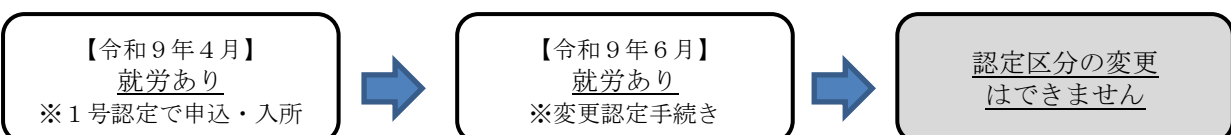


※上記の場合でも、4月分から6月分までの一時預かり保育料は有償となります。



※上記の場合では、7月分から一時預かり保育料が有償となります。

○認定区分の変更が認められない例



※保育の必要性がある場合（就労あり等）は1号認定での入所申込はできず、2号認定での入所申込となります。

■ 認定こども園（1号認定）の利用について ■

入所対象児童について

入所対象児童および保護者ともに読谷村に住所を有していることが条件となります。

また、認定こども園（喜名こども園）の入所にあたっては、児童の年齢や保育を必要とする事由の有無により認定区分が異なります。

認定区分	年齢	保育の必要性
1号認定	満3歳以上	「保育の必要な事由」に該当しない場合
2号認定		「保育の必要な事由」に該当する場合
3号認定	満3歳未満	

※満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当する方は1号認定ではなく2号認定での申込となります。

※2号認定に該当する児童は別途「村立保育所・認可保育園及び認定こども園（2号/3号）入所案内」をご確認ください。

預かり時間等

1号認定については、村立幼稚園と同様に午前の教育時間を基本とし、午後の一時預かり保育を実施します。また、土曜日は一時預かり保育を含め休園となります。

そのほか、祝祭日、年末年始、慰霊の日等は休園となります。詳細については、下記のとおりです。

	1号認定	(参考) 2号認定/3号認定
利用時間	8:00～14:00（8月以外）	7:00～18:00（標準時間） 8:00～16:00（短時間）
一時預かり保育※ ¹	14:00～18:00（8月以外） 8:00～14:00（8月）	—
土曜日の受け入れ	なし	あり
延長保育	—	あり
給食※ ²	あり（自園調理）	あり（自園調理）

※1 一時預かり保育については、4月2日からの開始となります。（4月1日は利用できません）

また、8月（長期休業期間）は14時までの利用となります。14時以降の保育実施については、各施設へご確認ください。

※2 月1回はお弁当の日がありますので、あらかじめご了承ください。

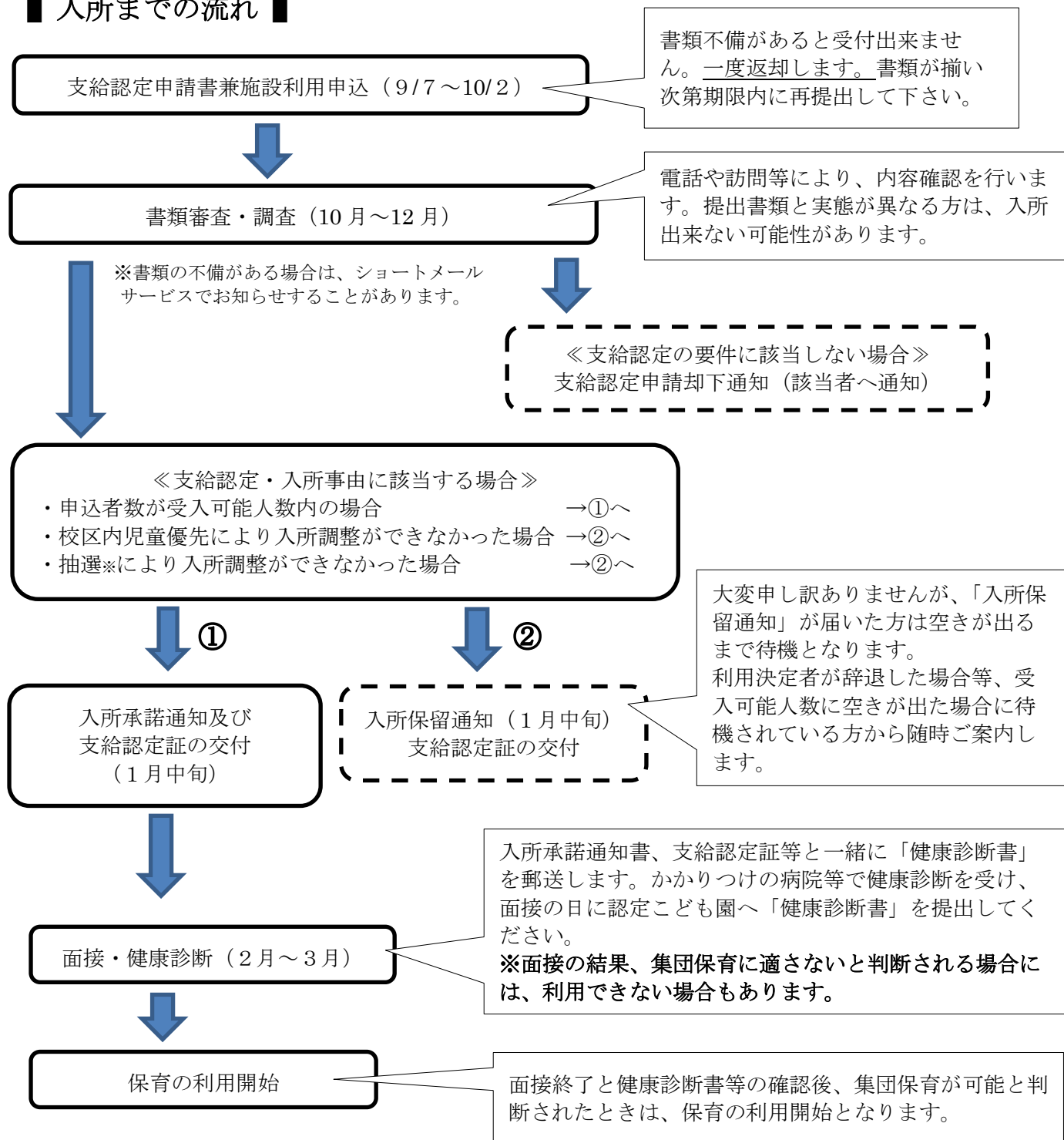
1号認定における一時預かり保育（午後の預かり保育）について

1号認定においては、午前の教育時間終了後や長期休業中に一時預かり保育を利用することができます。その際、午前の教育時間にかかる保育料は無償となりますが、午後の一時預かり保育にかかる保育料は有償となります。

入所施設	一時預かり保育にかかる保育料
公立幼稚園 私立幼稚園	基本的に有償 ※保育の必要性の認定がある場合は無償化対象
認定こども園 （喜名こども園）	有償

※認定こども園において、一時預かり保育を行う1号認定の児童は「保育の必要な事由に該当しない」ため、無償化の対象とはならず、有償となります。（公立幼稚園や私立幼稚園においては、「保育の必要な事由」の認定を受けた場合は無償化となります）

■ 入所までの流れ ■



■ ※受入可能人数を超過した場合の選定方法 ■

入所申込が受入可能人数を超過した場合は、校区内児童を優先的に利用調整を行います。校区内児童のみでも受入可能人数を超過した場合は、抽選により利用調整を行います。

抽選を実施する際は、別途お知らせいたします。（抽選：令和8年12月5日（土）実施予定）

入所保留となった場合、受入可能人数に空きが出次第、順番に入所をご案内します。ただし、その後の申込状況によっては、校区内児童優先の利用調整により、順番が前後する可能性があります。

■ 注意事項 ■ ※必ずお読み下さい。

認定こども園申込に際して

- 児童に発達の違いや疾病等があると思われる場合は、入所申込時に「発育状況調査表」に記載のうえお申し出ください。
- 食物アレルギーがある児童の食事については、各施設で対応できる範囲が異なります。必ずしも保護者のご要望に沿えるとは限りません。入所決定園で対応できない場合は、転園（退所）となることもあります。入所申込時に必ずお申し出ください。
- 施設における集団生活に支障がある場合は、施設を利用できないことがあります。また、保護者・児童・施設との間で、日本語による意思疎通・コミュニケーションが取れることが必要です。
- 入所決定は、書類審査や家庭状況の調査等（実態調査等を含む）により決定し、後日通知します。
- 在園児で新年度の申込を他園に希望される場合は、新規の申込となります。希望する園に入園できなかった場合は、在園こども園に戻る保障はありません。

認定こども園入所後

- 就労状況の変更等で、認定区分の切替を希望する場合は、前月の 20 日までに確認書類を添えて変更申請書をご提出ください。（月の途中で変更することはできません）
- 申請内容や添付書類に虚偽がある場合は、退所・支給認定の取り消し及び保育給付の額に相当する金額の全部または一部を子ども・子育て支援法第 12 条に基づき徴収します。
- 保護者の就労や出産・育児休業など申込時や入所時と家庭の状況が変わった場合は、こども未来課まで必ずご連絡下さい。
- 1 ヶ月以上欠席する場合は、必ずご連絡ください。連絡なく 1 ヶ月以上欠席する場合、入所する要件に該当しない等とみなして退所となります。また、児童の病気治療や療養等により欠席する場合も 2 ヶ月を超える場合は退所となります。（欠席している間も給食費等は発生します）
- 退所する場合は、退所希望月の 20 日までにこども未来課へ退所届を提出してください。

1 号認定と 2 号認定の併願

認定こども園（喜名こども園）においては、1 号認定および 2 号認定の申込受付先が読谷村役場こども未来課となり、申込後に入所定員を超過する場合は利用調整を行うため、1 号認定と 2 号認定の併願を行うことはできません。

ただし、入園を希望する施設へ直接申込する私立幼稚園の 1 号認定と認定こども園の 1 号認定の場合や、私立幼稚園の 1 号認定と認定こども園の 2 号認定の場合等においては、併願が可能です。その際、利用調整の結果、2 号認定で保育園や認定こども園に入所が決定した場合は、原則として 2 号認定で入所決定した施設に入所いただくことを前提としておりますので、ご理解の上、お申込ください。

○併願ができる例

- ・私立幼稚園 1 号認定と認定こども園 1 号認定
- ・私立幼稚園 1 号認定と認定こども園 2 号認定
- ・公立幼稚園 1 号認定と認定こども園 2 号認定

○併願ができない例（読谷村役場こども未来課で申込受付を行い、利用調整を行うもの同士）

- ・認定こども園 1 号認定と認定こども園 2 号認定
- ・認定こども園 2 号認定と公立・認可保育園 2 号認定（それぞれ別々の申込とすることはできませんが、1 つの 2 号認定申込として希望園で認定こども園と公立・認可保育園を希望することは可能です）

■ 給食費について ■

給食費は児童の年齢（認定区分）と、施設を利用する児童の父母及びそれ以外の扶養義務者（同居の祖父母等）の村民税所得割課税額の合算額によって決まります。給食費および一時預かり保育料については、直接施設へのお支払いをお願いします。また、施設によっては教材費等を徴取することがありますので、詳細は施設へお問い合わせください。

※所得割課税額は、住宅借入金等特別控除、寄付控除、電子証明等特別控除額、配当控除、外国税額控除を適用する前の税額です。

各月初日の入所児童の 属する世帯の階層区分			給食費	一時預かり保育料 (8月以外)	一時預かり保育料 (8月) ※8:00~14:00
階層	定義		月額	日額	日額
1	生活保護世帯	第1子・第2子 第3子以降	0円	300円 ※別途おやつ代50円	450円 ※別途給食費250円
2	市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯を含む)	第1子・第2子 第3子以降	0円		
3	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	第1子・第2子 第3子以降	800円 0円		
4	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	第1子・第2子 第3子以降	5,000円 0円		
5	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	第1子・第2子 第3子以降	5,000円 0円		

※給食費の徴収免除制度について、第2階層世帯以下（推定年収270万円以下）及び所得階層に関わらず第3子以降の子どもは、主食費800円、副食費4,200円の徴収が免除されます。また、第3階層世帯（推定年収360万円以下）については、副食費4,200円の徴収が免除されます。

多子軽減について

1号認定における給食費、2号認定および3号認定における保育料・給食費について、多子軽減が適用されますが、それぞれで多子軽減のカウント方法が異なりますので、ご注意ください。（下記表では、小学3年生、幼稚園5歳児、保育園3歳児、保育園1歳児の家庭を参考例としています）

○1号認定においては、小学3年生以下の児童からカウントして利用児童が第何子かを判断します。

○2号認定および3号認定においては、就学前児童（5歳児以下）からカウントして利用児童が第何子かを判断します。

※小学校就学前児童における対象施設は下記の通りです。

- 1 幼稚園、認定こども園、保育所等（認可保育園、企業主導型保育施設等）の利用がある場合
- 2 特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援の利用がある場合

入所後4月末日までに在園証明書（こども未来課指定の様式）の提出が必要です。ただし、村内公立幼稚園・読谷中央幼稚園を利用する場合は提出の必要はありません。

認定区分	小学3年生	5歳児（幼稚園）	3歳児（保育園）	1歳児（保育園）
1号認定	第1子	第2子	第3子	第4子
2号認定 3号認定	— ※カウントなし	第1子	第2子	第3子

給食費切り替え時期

給食費は、毎年9月に切り替え作業を行います。村民税の賦課決定が毎年6月になっていることから、4～8月は前年度分の村民税額、9～3月は当年度分の村民税額により給食費を決定します。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
給食費の算定方法	前年度（令和8年度）の市町村民税額で算定					当年度（令和9年度）の市町村民税額で算定						

読谷村で村民税が課税されている方については、公簿（課税台帳）により課税状況を確認します。村外からの転入の場合は、提出されたマイナンバーにより、情報連携を行い、課税状況を確認します。

○令和8年度の村民税額……令和7年1月～12月までの収入等を基に算定されています。

○令和9年度の村民税額……令和8年1月～12月までの収入等を基に算定されています。

給食費の階層変更について

下記に該当する世帯は、給食費の階層変更となる場合があります。

○修正申告をした場合

●世帯の状況が変更となった場合、給食費が変更になることがありますので、ご連絡下さい。

例	・ひとり親世帯となった場合	・障がい者扶養世帯となった場合
	・祖父母等と同居になった場合	・婚姻した場合
	・児童扶養手当が認定・停止・廃止された場合	
	・生活保護の開始、停止、廃止になった場合	

寡婦（夫）控除のみなし適用の申請について

婚姻歴の無い母子（父子）が対象となります。

申請及び「寡婦（夫）控除のみなし適用」の詳細については、こども未来課までお問合せ下さい。

【注意事項】

○「寡婦（夫）控除のみなし適用」は、保育料算定のみに適用されます。

○「寡婦（夫）控除のみなし適用」を行っても保育料が減免されない（変更がない）場合があります。

○「寡婦（夫）控除のみなし適用」を希望する方は、毎年度申請が必要です。

給食費算定資料の提出が無い場合について

給食費は令和8年度及び令和9年度の市町村民税額によって算定します。算定の際に税情報が確認できない場合は、「仮算定」となり、最高額（第5層：5,000円）で算定しますので、書類の提出、未申告の方は申告を行ってください。

※令和8年1月1日に読谷村に住民登録がない方のうち、国外居住していた方や軍人・軍属の方は、2025年中の収入が確認できる書類を提出して下さい。（Wage and Tax Statement 等）

幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化がスタートしました。3歳児クラスから5歳児クラスの子ども及び非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの子どもが対象となります。認可保育所（園）・認定こども園へ入所している児童については無償にかかる申請の必要はありません。

※公私連携型こども園において無償となるのは午前の教育時間のみです。午後の一時預かり保育料及び給食費は保護者の負担となり、直接施設へお支払いいただきます。

※0～2歳児のお子様については、これまで通り保育料に給食費が含まれていますので、別途お支払いいただく必要はありません。

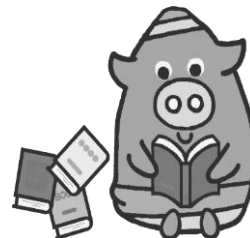
■ 申込に必要な書類 ■

入所を希望される場合は必ず下記の該当書類を揃えて提出して下さい。

なお、書類不備の場合は、受付できませんのでご注意ください。

○兄弟児同時申込の場合、共通証明はコピー可

○各証明用紙は A4 用紙でのコピーをお願いします。



① 全員提出が必要な書類

提出チェック	申込者全員が必要なもの
☐	教育・保育給付認定申請兼施設利用申込書【認定こども園 1 号】
☐	保育所及び認定こども園入所等に関する確認事項・同意書
☐	発育状況調査表

② 該当する世帯のみ提出が必要な書類

提出 チェック	状 況	提出書類
☐	令和8年1月2日以降 読谷村に転入した方 保護者の一方が村外在住中の場合	支給認定保護者の①と②について確認できる書類の提出 ①本人確認ができる書類(運転免許証やパスポート等) ②マイナンバーが確認できる書類(マイナンバーカード・ マイナンバー通知カード・個人番号記載の住民票の写し)
☐	外国籍の方	2025 年 1 月から 12 月の収入が分かる書類(W2 など)
☐	ひとり親世帯 ※ひとり親であっても同居人がおり、事実 婚とみなされる場合は、ひとり親世帯とは なりません。	いずれかひとつ ・児童扶養手当証書の写し ・母子父子家庭等医療費受給者証の写し ・婚姻していないことがわかる父(母)の戸籍謄本 ※婚姻歴の無い母(父)子世帯は「寡婦控除のみなし適用」の 相談をしてください。(P.7 参照)
☐	生活保護世帯	被保護証明書(中部福祉事務所で発行) ※世帯全員が記載されているもの。
☐	同世帯に心身障害者(児)がいる方	いずれかひとつ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、 特別児童扶養手当証書
☐	村外在住で令和9年3月5日までに 読谷村に転入予定の方	・転入・転居に関する誓約書【認定こども園1号】 ・転入予定のアパート契約書の写しや建築確認書の写し等
☐	特別支援保育を希望する方	◎障がい状況の分かる医師の診断書等 ・必要に応じて、特別児童扶養手当証書、身体障害者手帳、 療育手帳等の写し ・発達検査結果の写し
☐	食物アレルギーのある方	食物アレルギーに関する確認票
☐	上の子が幼稚園・認定こども園・保育 所等(企業主導型保育施設等)に在 園している方	◎在園証明書(P.6 参照)
☐	上の子が村外の幼稚園等に在園し ている方	◎在園証明書(P.6 参照)

◆「◎」の付いている書類はこども未来課所定の様式です。読谷村ホームページからダウンロードできます。



読谷村役場 HP → 子育て・教育(よみたんで子育て) → 保育所・こども園・幼稚園(保
育園・幼稚園) → 令和9年度認定こども園(1号)入所のご案内 → 申込に必要な様式
一覧

■ 認定こども園に関するQ&A ■

Q1. 令和8年4月からは喜名幼稚園が閉園し、法人が運営する認定こども園ができると聞きました。幼稚園から認定こども園になって何が変わりますか？また、これまでの公立幼稚園で行っていた教育内容の引継ぎをはじめ、どのような教育・保育内容になりますか？

A1. これまで喜名幼稚園では5歳児の幼児教育を行ってきました。認定こども園に移行するにあたり、幼児教育と保育を同一施設内で一体的なサービスの提供を行い、利用できる年齢も0歳～5歳となるほか、施設利用可否を問わず地域内の保育相談や子育て支援相談も行う施設となります。

また、これまで公立幼稚園が行ってきた取り組みを引き継ぎ、小学校や地域との連携行事等も積極的に行いながら、運営法人の特色を出した教育保育の展開を予定しています。

※施設や教育保育内容の詳細を知りたい方は、運営法人へ直接お問い合わせください。

※今後も村の施設移行方針に基づき、公立幼稚園から認定こども園への移行を順次行うことを予定しています。

Q2. 認定こども園では、同年齢児に1号認定と2号認定がいる場合、別々のクラスで異なった教育・保育が行われるのでしょうか？

A2. 人数によりクラスが複数になる場合がありますが、別々の教育・保育内容を提供するのではなく、1号認定と2号認定がそれぞれ同じクラスのなかで同一の教育・保育を提供します

※ただし、「保育の必要な事由」の該当有無により、申込みを行う認定区分が異なります。同じクラス内でも1号認定と2号認定では利用時間や土曜日の受け入れ等が異なりますので、ご留意ください。

Q3. 現在は認可保育園を利用しています。令和9年度は認定こども園への入所を希望していますが、新規の申込となりますか？

A3. 新規の申込となります。その際、利用調整の結果、希望する認定こども園への入所ができなかった場合、在園している保育園をそのまま退所（園）となる場合もあります。

Q4. 現在、読谷村外に住んでおり、これから読谷村へ転入予定ですが、認定こども園への入所申込はできますか？

A4. 村外の方の申込みも受付します。ただし、4月1日入所にかかる新年度入所向け申込では令和9年3月5日（金）までに、年度途中入所向け申込み（4月2日入所以降）は下記①、②の期日までに転入手続きをすることが条件です。

①申込時点で受入可能人数に空きがあり入所が可能である場合、申込日から30日以内に転入・転居手続き及び入所を済ませること。

②申込時点で受入可能人数に空きがなく、入所保留である場合、空きが発生し、受入可能日から30日以内に転入・転居手続き及び入所を済ませること。

※上記①、②の期日までに手続きが済んでいないときは、入所承諾がある場合でも入所取消となります。

※認定こども園においては、転入先住所が入所を希望する認定こども園の対象校区かどうか利用調整に影響するため、転入先住所が申込時に確認した内容と異なる場合は、校区外児童と同等の利用調整を行います。

Q5. 認定こども園への入所を希望していますが、認可保育園への入所を同時に希望している場合、併願することはできますか？

A5. 併願については、P.2に記載しているとおり、併願できる場合と併願できない場合がありますが、読谷村役場こども未来課で申込受付を行い、利用調整を行うもの同士の申込は併願することができません。

質問の場合、認定こども園1号認定と認定こども園2号認定の併願はできません。また、認定こども園2号認定と認可保育園2号認定を希望する場合は、併願ではなく、申込書類「保育所入所申込兼支給認定申請書（児童台帳）」において希望する園をそれぞれ記入して申込をすることとなります。

※その際、第1希望の入所希望園によって、利用調整が異なることがあります。（P.3参照）

Q6. 入所申込時点では無職ですが、認定こども園の利用はできますか？

A6. 1号認定については、保護者が就労していない等、「保育の必要な事由」に該当しない場合に申込することができます。2号認定および3号認定については、就労のほか「保育の必要な事由」に該当しない場合は申込することができません。（P.3参照）

※1号認定の一時預かり保育料（午後の預かり保育）は有償となります。

※入所後に「保育の必要な事由」が新たに発生した場合は、P.2に記載しているとおり、1号認定から2号認定への切替を行うことができますので、こども未来課までご連絡ください。

■ 読谷村の認定こども園一覧 ■

幼保連携型認定こども園 (公私連携型)											
施設名等			定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	延長 保育	一時 保育
社会福祉法人 喜名こども園	住所：字座喜味 2976 番地 1 TEL：098-979-7711	1号	26	—	—	—	5	7	14	×	×
		2号	49	—	—	—	10	13	26	○	×
		3号	28	6	10	12	—	—	—	○	×

※定員数は受け入れ人数ではありません。保育士の確保等の状況により受け入れ人数が変動する場合がございます。

※()はR8年4月1日時点の受け入れ人数です。

☆喜名こども園

